

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																														
<p>第8章 通信連絡</p> <p>第1 水防通信網の確保</p> <p>1 通信連絡施設等の整備強化 水防管理団体（町）は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。</p> <p>2 水防管理団体（町）の通信施設 水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えて対策を講じておく。</p> <p>3 連絡責任者 水防管理団体（町）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておく。</p> <p>第2 「災害時優先通信」の利用</p> <p>1 災害時優先通信の取り扱い 災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。 これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び「電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）」に基づき、災害時優先通信を利用することができる。</p> <p>2 災害時優先通信の申込方 利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。</p> <p>第3 電気通信設備の優先利用等 法第27条第2項の規定により、水防管理者（町長）は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道総合行政情報ネットワーク 北海道警察本部通信施設 北海道電力株式会社通信施設 北海道開発局通信施設 自衛隊通信施設 <p>第4 水防通信連絡 水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次による。</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統</p> <table border="1" data-bbox="181 1713 1356 1938"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>連絡責任者</th> <th>第1系統</th> <th>第2系統</th> <th>第3系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美幌・津別広域事務組合 津別消防署</td> <td>署長</td> <td>0152-76-2189</td> <td>消防業務無線</td> <td>自動車</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課</td> <td>地域政策 課長</td> <td>0152-41-0625</td> <td>防災無線</td> <td>自動車</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統	美幌・津別広域事務組合 津別消防署	署長	0152-76-2189	消防業務無線	自動車	オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課	地域政策 課長	0152-41-0625	防災無線	自動車	<p>第8章 通信連絡</p> <p>第1 水防通信網の確保</p> <p>1 通信連絡施設等の整備強化 道及び水防管理団体（町）は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。</p> <p>2 水防管理団体（町）の通信施設 水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えて対策を講じておく。</p> <p>3 連絡責任者 水防管理団体（町）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておく。</p> <p>第2 「災害時優先通信」の取扱い</p> <p>（削除） 災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。 これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。</p> <p>（削除） 利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。</p> <p>第3 その他の通信施設の使用 法第27条第2項の規定により、水防管理者（町長）は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道総合行政情報ネットワーク 北海道警察本部通信施設 北海道電力ネットワーク株式会社通信施設 北海道開発局通信施設 自衛隊通信施設 <p>第4 水防通信連絡 水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次による。</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統</p> <table border="1" data-bbox="1451 1713 2626 1938"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>連絡責任者</th> <th>第1系統</th> <th>第2系統</th> <th>第3系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美幌・津別広域事務組合 津別消防署</td> <td>署長</td> <td>0152-76-2189</td> <td>消防業務無線</td> <td>自動車</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室</td> <td>危機対策室 主幹</td> <td>0152-41-0625</td> <td>防災無線</td> <td>自動車</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統	美幌・津別広域事務組合 津別消防署	署長	0152-76-2189	消防業務無線	自動車	オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	危機対策室 主幹	0152-41-0625	防災無線	自動車	
連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統																												
美幌・津別広域事務組合 津別消防署	署長	0152-76-2189	消防業務無線	自動車																												
オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課	地域政策 課長	0152-41-0625	防災無線	自動車																												
連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統																												
美幌・津別広域事務組合 津別消防署	署長	0152-76-2189	消防業務無線	自動車																												
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	危機対策室 主幹	0152-41-0625	防災無線	自動車																												

現行（令和2年8月）					修正案（令和6年1月時点）					備考
網走開発建設部 治水課	治水課長	0152-44-6445	自動車	自動車	網走開発建設部 治水課	治水課長	0152-44-6445	自動車	自動車	
オホーツク総合振興局 網走建設管理部	治水課長	0152-41-0733	防災無線	自動車	オホーツク総合振興局 網走建設管理部	治水課長	0152-41-0733	防災無線	自動車	
美幌警察署 町内駐在所 津別駐在所 活汲駐在所 本岐駐在所	警察官	0152-76-2610 0152-76-4283 0152-77-2230	警察業務専用電話 津別駐在所 活汲駐在所 本岐駐在所	自動車	美幌警察署	警察官	0152-76-0110 (削除)	警察業務専用電話 (削除)	自動車	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室	室長	011-212-4488	自動車	自動車	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室	室長	011-212-4488	自動車	自動車	
北海道電力株式会社 北見支社	配電課長	0157-26-1131	企画総務グループ 0157-26-1114	自動車	北海道電力ネットワーク 株式会社 北見支店	配電グループ	0157-26-1131	お客さまサービス グループ 0157-26-1114	自動車	
日本放送協会 北見放送局	放送課長	0157-23-4181	自動車	自動車	日本放送協会 北見放送局	放送課長	0157-23-4181	自動車	自動車	